

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年9月

札幌市人事委員会

報 告

地方公務員法に基づく人事委員会の給与勧告制度は、公務員が憲法で保障された労働基本権の制約を受けていることへの代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与について調査を行い、公民の給与を精確に比較したうえで、職員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本としている。

本委員会は、昨年の給与勧告後も引き続き、第三者機関として公正かつ中立な立場に立って、職員給与及び民間給与の実態その他職員の給与決定に関する諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は、本市職員（単純な労務に従事する職員、企業職員及び会計年度任用職員を除く。以下同じ。）の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「令和7年札幌市職員給与実態調査」を実施した。

本市職員は、従事する職務の種類に応じて、行政職、消防職、医師職等の5種6給料表の適用を受けており、これらの職員の給与等の概要は、第1表に示すとおりである。

（参考資料 1 職員給与関係資料 参照）

第1表 本市職員の給与等の概要

項 目		本 市 職 員	
			行 政 職
職 員 数		16,965人	8,048人
平 均 年 齢		39.9歳	39.4歳
平均勤続年数		15.4年	15.3年
平均 給与 月額	給 料	338,365円	314,814円
	扶養手当	9,195円	8,584円
	地域手当	10,843円	10,097円
	住居手当	8,151円	8,870円
	管理職手当	6,788円	8,010円
	そ の 他	7,720円	7,326円
	合 計	381,062円	357,701円

- (注) 1 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び特定任期付職員給料表適用職員は含まれていない。
 2 平均給与月額のその他とは、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。
 3 定年が段階的に引き上げられることに伴い、札幌市職員給与条例附則第10項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との比較を行うため、人事院、北海道人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所834事業所のうちから層化無作為抽出法によって抽出した167事業所を対象に「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる76職種の職務に従事する者について、給与改定や賃金カット等の状況にかかわらず、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査するとともに、給与改定の状況等を調査している。また、昨年8月から本年7月までの賞与等の特別給の支給状況についても調査している。

なお、後記3のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、令和7年の職員の給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

(2) 給与改定の状況

市内民間事業所における給与改定の状況を調査した結果は、第2表に示すとおりである。係員についてベースアップを実施した事業所の割合は61.4%（昨年58.3%）となっており、昨年に比べて3.1ポイント増加している。

また、定期昇給の実施状況を調査した結果は、第3表に示すとおりである。係員について定期昇給を実施した事業所の割合は91.4%（昨年88.2%）となっている。昇給額については、昨年より増額となっている事業所の割合は32.7%（昨年30.3%）となっており、昨年に比べて2.4ポイント増加している。

（参考資料 2 民間給与関係資料 参照）

第2表 民間における給与改定の実施状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	%	%	%	%
係 員	61.4 (58.3)	2.2 (0.0)	0.0 (0.0)	36.4 (41.7)
課長級	51.5 (48.9)	2.2 (0.0)	0.0 (0.0)	46.3 (51.1)

（注）1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである（次表において同じ。）。

3 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100にならない場合がある（次表において同じ。）。

4 （ ） 内は、昨年の数値である（次表において同じ。）。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
	%	%	%	%	%	%	%
係 員	91.4 (88.2)	91.4 (88.2)	32.7 (30.3)	4.2 (0.0)	54.5 (58.0)	0.0 (0.0)	8.6 (11.8)
課長級	80.5 (75.6)	80.5 (75.6)	28.7 (21.4)	3.2 (0.4)	48.5 (53.7)	0.0 (0.0)	19.5 (24.4)

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員給与と民間給与との比較

本委員会の給与勧告に当たっては、「札幌市職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の給与と民間給与との比較を行ってきた。

本年の人事院勧告において、人事行政諮問会議の最終提言を踏まえ、行政課題の複雑化・多様化、今日の激しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げることとされた。

本市においても、人材確保競争が激化し職員の採用を取り巻く環境が厳しさを増す中、複雑・多様化する市民ニーズに対応し、有為かつ多様な人材を確保していくため、給与面での魅力向上を図る観点から、人事院の官民比較方法の見直し内容を踏まえ、比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上に見直すこととした。

見直し後の比較結果は、次のとおりである。

(1) 月例給

本年の民間の賃金の改定動向をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年に引き続き増加している。また、定期昇給を実施した事業所及び定期昇給額が増額となった事業所の割合はともに昨年に比べて増加している。

このような情勢のもと、職員（定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び札幌市職員給与条例附則第10項により給料月額が決定される職員を除く。）にあっては一般行政職員（一般事務・技術職員）、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係職種の者の給与について、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素を同じくすると認められる者同士を比較し、その較差を総合する方法により公民較差を算出した。

その結果、本年4月現在における民間給与及び職員給与は、第4表に示すとおりであり、民間給与が職員給与を11,958円（3.29%）上回っていることが認められた。

第4表 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民較差(A)－(B)
375,449円	363,491円	11,958円 (3.29%)

(注) 民間従業員、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において市内民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第5表に示すとおり所定内給与月額の4.66月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を上回っている。

第5表 民間における特別給の支給状況

所定内給与月額	下半期 (A1)	387,153 円
	上半期 (A2)	378,027 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	851,430 円
	上半期 (B2)	928,301 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.20 月分
	上半期 (B2/A2)	2.46 月分
	計	4.66 月分
(参考) 職員の期末・勤勉手当の平均年間支給月数		4.60 月分

(注) 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

4 国家公務員給与との比較

総務省の「令和6年地方公務員給与実態調査」によると、令和6年4月における国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額とこれに相当する本市職員の給料月額を、学歴別、経験年数別に区分した国家公務員の職員構成を用いて比較し、国家公務員を100として算出したラスパイレス指数は、99.2となっている。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比べて、全国では3.6%、札幌市では3.8%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の平均消費支出は、札幌市では296,020円(世帯人員平均2.78人、世帯主年齢平均58.7歳)となっている。

(参考資料 3 労働経済関係資料 参照)

6 人事院勧告・報告の要旨

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等について勧告・報告を行った。その概要は次のとおりである。

人事院の給与勧告等

令和7年 人事院勧告・報告の概要



官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➔ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)

[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

● 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])

- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定

※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善

● 本府省業務調整手当

- 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
- 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ

● 特地勤務手当等

- 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
- 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

令和7年 人事院勧告・報告の概要



ボーナス

[直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

● 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ・ 国家公務員行動規範の周知・啓発
- ・ 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- ・ 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に資格、R9年度に具体的内容を報告】

- ・ 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- ・ 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- ・ 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- ・ 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

- ・ 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

- ・ 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

- ・ 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- ・ 経験者採用試験におけるCBT(オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

- ・ インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

- ・ 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

- ・ 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

7 給与改定の方

本市職員の給与の実態、給与決定の基礎的な諸条件として地方公務員法に定める民間給与の実態及び生計費等の状況並びに人事院勧告の概要は、先に述べたとおりである。

また、前述のとおり、職員の給与と民間給与について比較を行った結果、月例給では、本年4月現在で民間給与が職員給与を11,958円（3.29%）上回っており、特別給では、民間の年間支給割合が職員の期末手当及び勤勉手当の現行の平均年間支給月数を上回っていることが認められた。

本委員会では、このような情勢を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について、以下のとおり措置する必要があると考える。なお、これにより職員の平均年間給与は約21.7万円増加することとなる。

(1) 月例給

公民較差等を考慮し、基本的な給与である給料等を引き上げる必要がある。

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る改定を行う必要がある。

この改定は、令和7年4月1日に遡及して実施することが適当である。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う必要がある。

医師職給料表、教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定を行う必要がある。

特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

これらの改定は、令和7年4月1日に遡及して実施することが適当である。

イ 諸手当

(ア) 初任給調整手当

医師に支給される初任給調整手当の限度額については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

この改定は、令和7年4月1日に遡及して実施することが適当である。

(イ) 地域手当

国においては、令和6年人事院勧告に基づき、地域の民間賃金の状況を国家公務員給与に反映させるよう、全国の地域手当の支給割合を見直し、段階的に引上げ又は引下げを行っているところである。そのような中、本年の人事院勧告において、令和8年4月1日から、札幌市に勤務する国家公務員の地域手当の支給割合を3%から4%へ引き上げることとされたが、国では、支給割合が引き上げられる地域に勤務する職員がいる一方、引き下げられる地域に勤務する職員も存在することから、令和8年4月1日時点での公務全体の給与水準は変わらない。

一方、本市においては、これまで地域手当の支給割合を国に準じて設定してきたが、国と同様に、令和8年4月1日に支給割合を引き上げた場合、支給割合を引き下げるべき職員がいらないため、それに相当する分、公務の給与水準が上昇し、民間の給与水準を上回る可能性がある。

そこで、引上げの実施時期については、国と本市の状況の相違のほか、本年の本市の公民較差が相当程度生じていること等を総合的に考慮し、本年の公民較差を解消するための措置の一つとして、令和7年4月1日に遡及して地域手当の支給割合を4%に引き上げることが適当である。

(ウ) 通勤手当

a 交通用具使用者に対する通勤手当

人事院は、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の同種手当の支給状況等を踏まえ、支給額を引き上げるとともに、距離区分の上限を「100km以上」として「60km以上」の部分に新たな距離区分を設けるほか、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとした。

本市においても、人事院勧告の内容を踏まえて措置することを基本とする。具体的には、交通用具使用者に対する通勤手当について、市内民間事業所の同種手当の支給状況等を考慮し、支給額を第6表のとおり引き上げるとともに、距離区分の上限を「100km以上」として「60km以上」の部分に新たな距離区分を設け、その手当額を第7表のとおりとする必要がある。また、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する必要がある。

交通用具使用者に対する通勤手当の支給額の引上げは令和7年4月1日に遡及して実施し、新たな距離区分の創設及び駐車場等の利用に対する通勤手当の新設は令和8年4月1日から実施することが適当である。

第6表 改定後の本市職員の交通用具使用者に対する通勤手当額（令和7年4月適用）

距離区分 (片 道)	使用距離区分別手当月額					
	5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
手当月額	2,500円	4,700円	7,800円	10,900円	14,000円	17,100円
距離区分 (片 道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
手当月額	20,200円	23,300円	26,400円	29,600円	32,800円	36,000円
距離区分 (片 道)	60km以上					
手当月額	39,200円					

第7表 改定後の本市職員の交通用具使用者に対する通勤手当額（令和8年4月適用）

距離区分 (片 道)	使用距離区分別手当月額					
	5 km未満	5 km以上 10km未満	10km以上 15km未満	15km以上 20km未満	20km以上 25km未満	25km以上 30km未満
手当月額	2,500円	4,700円	7,800円	10,900円	14,000円	17,100円
距離区分 (片 道)	30km以上 35km未満	35km以上 40km未満	40km以上 45km未満	45km以上 50km未満	50km以上 55km未満	55km以上 60km未満
手当月額	20,200円	23,300円	26,400円	29,600円	32,800円	36,000円
距離区分 (片 道)	60km以上 65km未満	65km以上 70km未満	70km以上 75km未満	75km以上 80km未満	80km以上 85km未満	85km以上 90km未満
手当月額	39,200円	42,700円	46,200円	49,700円	53,200円	56,700円
距離区分 (片 道)	90km以上 95km未満	95km以上 100km未満	100km以上			
手当月額	60,100円	63,500円	66,900円			

b 月の途中に採用された職員等の通勤手当

本年の人事院勧告において、人材確保の困難性が高まる中、月の途中から民間人材等が採用される事例も生じてきていることを踏まえ、採用日等から通勤手当を支給できるようにすることとされた。

本市においても、月の途中から採用される事例が生じており、通勤手当の支給方法について柔軟なものとしていく必要があることから、国の動向及び本市の実情を踏まえ、所要の措置を講じる必要がある。

c 特別急行列車等に係る通勤手当

令和6年人事院勧告において、新幹線を含む特別急行列車等に係る通勤手当の支給要件を拡大し、育児・介護により特別急行列車等を利用する職員に対しても、異動等により特別急行列車等による通勤を行う職員と同様に取り扱う必要があるとして、特別料金等に係る通勤手当を支給することとされた。

本市においては、ライフスタイルが多様化する中、育児・介護により特別急行列車等を利用して通勤する職員の離職防止に一定の効果が期待されることから、当該職員に対し、国の制度を踏まえ、特別料金等に係る通勤手当を支給する必要がある。

この改定は、令和8年4月1日から実施することが適当である。

(I) 単身赴任手当

令和6年人事院勧告において、民間人材等の採用促進などの取組が進む中で、採用志望者の年齢の幅が広がっていることなどから、採用時から単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対して手当を支給することとされた。

このことを踏まえ、本市においては、民間企業等での多様な経験や専門的な知識経験を有する人材を確保するべく、採用時から単身赴任手当の支給要件を満たす特定任期付職員及び一般任期付職員に対しても単身赴任手当を支給する必要がある。

この改定は、令和8年4月1日から実施することが適当である。

(オ) 適切な月例給与水準の確保

本年の人事院勧告において、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置することとされた。

本市においても、北海道における地域別最低賃金の上昇が続いている中、人材確保競争が激化し、職員の採用を取り巻く環境が厳しさを増していることを踏まえ、国の動向を注視しながら、適切な措置を講じる必要がある。

(2) 特別給

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所との均衡を図るため、年間支給月数を引き上げる必要がある。引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降については期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定める必要がある。

また、特定任期付職員に適用される給料表の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当については、人事院勧告の内容に準じて改定を行う必要がある。

本年の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和7年12月1日から実施し、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定については令和8年4月1日から実施することが適当である。

8 人事・給与制度及びその他の勤務条件

今後も、本市が様々な行政課題に対応し、適切な行政運営を行っていくためには、以下の項目で述べる人事・給与制度及びその他の勤務条件に関わる取組を進め、職員力・組織力を向上させる必要がある。

(1) 人材の確保

生産年齢人口の減少に伴う人手不足に加え、技術系職種を含む全職種において人材確保競争が激化し、職員の採用を取り巻く環境は厳しさを増すばかりである。複雑・多様化する市民ニーズに対応可能な行政運営体制を維持するためには、有為かつ多様な人材を安定して確保することが不可欠である。

ア 有為かつ多様な人材を確保する手法の導入・検討

全国的に公務員の採用試験受験者数が減少傾向にある中、国を始め、多くの地方公共団体でも、採用試験制度に関する様々な見直しが行われている。本委員会においても、有為かつ多様な人材を確保するために、令和6年度から、若年層の転職者をターゲットとして、10月採用枠の大学の部・一般事務（行政コース）においてSPI（総合適性検査）を活用した採用試験を導入した。さらに、令和7年度からは、既卒者だけでなく新卒者もSPIを活用した採用試験を受験できるよう、4月採用枠においてもSPIを活用した採用試験を導入するとともに、対象試験区分も一般事務（福祉コース）や学校事務、一般技術にまで拡大した。今後も、採用試験の実施時期や方法について、より受験しやすい採用試験制度を積極的に導入していく必要がある。

また、複雑で多様化する行政課題に的確に対応するためには、民間企業等での多様な経験や高度な専門性を有する人材を活用することも有効である。任命権者においては、採用制度を含め、有為な人材を適時適切に確保できるような手法を随時検討することが求められる。

イ 採用広報の拡充

本委員会及び任命権者は、採用説明会やオンラインを含む個別相談会、オープンカンパニー等のキャリア形成支援に係る取組のほか、令和6年度からは、公式Instagramを開設するなど、本市職員として働くことに魅力ややりがいを感じてもらうために、様々なチャンネルを用いて積極的な採用広報を展開してきた。今後も、新卒者に限らず若年層の転職者など多様な就職希望者に対して、公務の魅力を伝えることが重要である。特に、キャリア形成支援に係る取組は、現下の就職活動において職業理解の促進や就職希望者の自己分析のために重要な体験となっており、就職希望者と直接会って公務の魅力を知っても

らう貴重な機会にもなっていることから、今後も取組を強化する必要がある。

(2) 人材の育成

行政課題が複雑・多様化している中においても、質の高い行政サービスを提供し、市民ニーズに柔軟かつ的確に対応するためには、有為かつ多様な人材を確保するだけでなく、職員の育成も欠かせない。特に、若年層職員の離職が増加しエンゲージメントの向上が求められている本市の現状において、職員が仕事のやりがいと成長実感を得ることで、組織に定着し、高いパフォーマンスを発揮できるよう組織が支援していくことが重要である。「札幌市人材マネジメント方針」を踏まえ令和6年度に策定された「札幌市職員成長支援指針」に沿って、「成長の好循環」を実現していくためには、当該指針の理念を全ての職員が理解し、行動できるよう運用することが肝要である。

また、係長職候補者試験の受験率は性別問わず低下傾向にあり、女性管理職割合も「札幌市子育て・女性職員応援プラン」で掲げている目標値には達していない。そのため、本委員会及び任命権者それぞれの立場から、全ての職員について、職員個々人の多様性やライフスタイルの変化がある中でも、昇任意欲が引き出されるような環境づくりを進めるとともに、昇任制度の在り方を今後も検討していかなければならない。

一方、職員の仕事に対するやりがいや意欲を向上させるとともに、誰もが主体的にキャリア実現が可能な環境を整備するため、令和6年度よりジョブチャレンジ制度を開始したところであるが、令和7年6月に職員部が実施したアンケートによると、当該制度の利用者の8割強が利用してよかったと答える等、一定の効果が見られた。引き続き、制度の意義や活用の利点を周知する等して、職員一人一人のキャリアの形成を支援する取組を強化するべきである。

このほか、地方公務員法の改正により、令和5年度以降、地方公務員の定年が段階的に引き上げられている。職員一人一人が公務で培ってきた知識や経験を最大限に活かし、それを次の世代にも継承するためには、モチベーションを維持できるような適材適所の人事配置が必要である。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現

ア 長時間労働の是正

長時間労働の縮減は、職員の心身の健康増進や業務能率の向上、有為かつ多様な人材の確保という観点からも重要な課題である。

職員一人当たりの時間外勤務時間数や月100時間以上の長時間労働を行った職員数は近年減少傾向にあり、長時間労働の是正に向けた取組は着実に進展し

ているものと見られる。

本委員会が労働基準監督機関としての職権を行使して実施した各事業場に対する定期調査においては、会議時間や時間外勤務に係るルールの設定等により、時間外勤務時間の縮減に取り組み、着実に効果が出ている事業場がある一方、特に、突発的な業務や新規事業を多く抱える事業場等では、依然として長時間労働を行っている職場も見受けられた。

本市においては、令和6年度から、本市の重要な政策や災害対応等のうち緊急を要するものである特例業務については、その適用判断を所属部長が行うこととし、上限時間を超えた時間外勤務を命じた場合は、要因の整理、分析及び検証による改善案の検討を求めることで、各部が自律的・具体的に行動し、状況の改善に努めるよう取り組んでいる。今後は、当該取組の効果検証や長時間労働を縮減する新たな具体策の検討を進めるとともに、時間外勤務実績の把握、ノー残業デーの推進、業務量に応じた適切な人員配置等について、引き続き徹底されたい。

また、教職員については、働き方改革の一環として、デジタル技術の活用、各学校から募集した業務改善に資する取組の周知等により、業務の効率化や負担軽減等が積極的に推し進められている。

さらに、令和6年度の教職員の時間外在校等時間数及び当該時間数が月45時間を超えた割合については、令和5年度と比べて減少している。

任命権者においては、引き続き国の動向を注視しながら、長時間労働の是正や働き方改革に取り組まれたい。

イ 多様で柔軟な働き方の推進

働き方に関する価値観やライフスタイルが時代とともに変化している中、多様で柔軟な働き方を推進していくことは、職員の能力発揮や公務能率の向上のみならず、有為かつ多様な人材の確保や組織への貢献意欲向上の観点からも重要である。

先般、国の法改正を踏まえて札幌市職員の育児休業等に関する条例等が改正され、令和7年度において、時間外勤務免除及び子の看護等休暇取得の対象となる職員の子の範囲の拡大、部分休業の請求パターンの追加、子育てや介護を行う必要がある職員に対する制度周知と意向確認の義務付けなどが、順次進められているところである。

また、令和7年度から、勤務の終了からその次の勤務の開始までの間に一定時間を確保することを努力義務とする「勤務間インターバルの確保に係る取組」が開始されている。

任命権者においては、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や、職員の健康維持及び福祉の向上のために、職員が家庭生活と仕事を両立させるための各種支援制度の充実、「フレックスタイム制度」に関する調査研究など、引き続き職員が働きやすい職場環境を整備する取組を推進することが求められる。

(4) 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）

職員が心身の健康を保つことは、その能力を十分に発揮することにつながり、公務能率の維持向上や活力ある組織を維持する観点からも重要である。

本市では、これまでも役職段階別研修や採用年次別研修等にて、定期的にメンタルヘルス対策の啓発に取り組んでいるが、休務・休職者のうち、メンタルヘルスの不調が起因する者の割合は、依然として高い状況が続いていることから、令和6年度からは、既存の研修内容をさらに踏み込んだ各職場向けの出前研修も実施している。

メンタルヘルス不調の職員への個々の対応は、各職場が中心となって行っているが、任命権者においても、各職場が適切に対応できるよう、引き続き実効性のある取組を行っていくことが求められる。

(5) ハラスメントの防止

ハラスメントは、個人の人格や尊厳を不当に傷つける行為であり、精神的な苦痛によるメンタルヘルスの不調や円滑なコミュニケーションの妨げによる職場環境の悪化等、公務能率を低下させ、個人はもちろんのこと、組織全体ひいては市民にまで悪影響を与えかねない行為である。

本市においては、毎年度研修を実施し、ハラスメント問題に対する職員の意識を高めるとともに、相談窓口を複数設置するなど、ハラスメントの発生防止や相談体制の整備に努めている。

任命権者においては、引き続き研修の機会等を通じてハラスメント防止に努めるとともに、各職場においても、日頃から風通しのよい職場づくりやハラスメントを見逃さない職場風土の醸成が求められる。

また、近年は、職場外からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）や正当な行為をハラスメントであると主張し嫌がらせを行うハラスメントハラスメント等、その様態は多岐にわたり、ハラスメント防止策の策定、相談体制の強化や対応等、任命権者に求められる役割は大きくなっている。

令和6年度には、他都市に先行して「札幌市職員カスタマーハラスメント対策基本方針」を打ち出し、カスタマーハラスメントの定義、判断基準及び対応を定めており、組織で一丸となって対応していく姿勢を示したことについて評価す

る。引き続き職員を守るとともに、行政サービスを適正に提供するための取組を継続することが求められる。

(6) 服務規律の確保

本委員会では、服務規律の確保について繰り返し言及しているが、職員による不祥事は後を絶たず、中には、重大な事務懈怠や不適切な事務処理により、市民に直接影響を与える事案も発生している。

各職場においても、定期的な注意喚起や研修の実施等により、服務規律の確保に取り組んでいるが、特に、職場内での不祥事については、業務の執行体制等の環境要因が存在することも少なくないことから、今一度、管理監督者を中心に、不祥事を起こさない、発生させないための職場環境づくりを行っていくことが重要である。

また、各職員においても、行動一つで、市民からの信頼を損なう場合があることを自覚し、日頃から高い倫理観と法令遵守の意識を持って行動することが求められる。

(7) 新たな人事給与制度

人事院は、令和6年勧告において、多様で有為な人材を確保するため、人事管理上の重点課題に対応するべく、給与制度のアップデートとして、包括的な見直しを行い、時代の要請に即した給与制度へと転換を図った。

本年は、真の人材マネジメント改革に取り組むとして、兼業制度の見直しや無給休暇の導入など、多様化するライフスタイルや働き方に応じた勤務環境の整備のほか、採用プロセスのアップデートとして、オンライン試験の導入や、柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続きの簡素化など、採用の仕組みを包括的に見直すこととしている。

さらに、これからも優秀な人材を確保・定着させていくため、職務・職責をより重視した給与体系へと転換を図ることとし、政策の企画立案や高度な調整等に関わる職員を対象に、時々の職務・職責の変化に応じた給与水準の調整や、アウトプットで仕事を評価することを可能とする制度など、新たな人事制度の構築に向け、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討し、令和8年に措置の骨格を、令和9年に具体的な措置を報告することとされている。

本市においても、国の動向を注視するとともに、急速に変化し続ける社会情勢に適応し、本市の実態を踏まえつつ、時代に応じた人事給与制度となるよう絶えず検討を行っていく。

(8) 教職員の処遇改善

国においては、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた教育環境整備の一環として、教職の魅力向上し、教師に優れた人材を確保するため、ふさわしい処遇の実現に向け、教職調整額の引上げなど、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図ることとし、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）」が本年6月に公布されたところである。

このことに伴い、本市においても、国の法改正等を踏まえ、教職員の処遇改善のため、必要な検討及び規定整備を行う必要がある。

(おわりに)

食料品や原油などに代表される急激な物価上昇や不安定な国際情勢等が、市民生活に多大な影響を及ぼしている。市民がこれからも幸せに暮らしていくため、良質な市民サービスを安定して提供していくことは、地方自治体にとっての責務である。

市民サービスを担うのは札幌市であり、そして市職員である。しかしながら、生産年齢人口の減少と急激な少子化の進行は、いずれこれまでと同様の規模で職員を採用し続けること自体が困難となることを意味している。行政運営を取り巻く環境は、かつてないほどに厳しい局面を迎えつつある。

こうした状況を乗り越え、急速に変化し続ける社会情勢に対応していくためには、効率的で生産性の高い行政運営体制を構築するとともに、今こそ、全ての職員が最高のパフォーマンスを発揮できる組織へと転換していかなければならない。そのためには、札幌市にとって必要な人材像を明らかにした上で、有為かつ多様な人材をしっかりと確保できる採用戦略と、職員の理解が得られる時代に応じた人事給与制度等を構築し、これらを有機的に結び付け、職員の意欲向上と成長の好循環を実現できる組織へと変革していくことが必要である。

札幌市を持続可能なまちとしていくためには、一人一人の職員の力が不可欠である。市議会及び市長にあっては、激動の時代で奮闘する職員の士気高揚のためにも、勧告制度の趣旨に理解を示され、この勧告を速やかに実施されることを期待する。

勧 告

本委員会は、別紙第1で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

(1) 行政職給料表

行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る改定を行うこと。

(2) 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定すること。

医師職給料表、教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。

特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(2) 地域手当

勤務地が札幌市内である職員に支給する地域手当の支給割合について、100分の4を適用すること。

(3) 通勤手当

通勤手当については、以下のとおり改定すること。

ア 令和7年4月1日以降の措置内容

交通用具使用者に対する通勤手当の月額を、片道5キロメートル未満の場合は月額2,500円、片道5キロメートル以上10キロメートル未満の場合は月額4,700円、片道10キロメートル以上15キロメートル未満の場合は月額7,800円、片道15キロメートル以上20キロメートル未満の場合は月額10,900円、片道20キロメートル以上25キロメートル未満の場合は月額14,000円、片道25キロメートル以上30キロメートル未満の場合は月額17,100円、片道30キロメートル以上35キロメートル未満の場合は月額20,200円、片道35キロメートル以上40キロメートル未満の場合は月額23,300円、片道40キロメートル以上45キロメートル未満の場合は月額26,400円、片道45キロメートル以上50キロメートル未満の場合は

月額29,600円、片道50キロメートル以上55キロメートル未満の場合は月額32,800円、片道55キロメートル以上60キロメートル未満の場合は月額36,000円、片道60キロメートル以上の場合は月額39,200円とすること。

イ 令和8年4月1日以降の措置内容

(ア) 交通用具使用者に対する通勤手当の額を66,900円を超えない範囲内で自動車等の使用距離区分に応じて支給すること。

(イ) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額を支給すること。

(ウ) 育児・介護の事情がある職員が通勤のため特別急行列車等を利用する場合の通勤手当の額は、現行の通勤手当の額に特別料金等の額を加算した額とすること。

(エ) 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

ア 令和7年12月期の支給割合

(ア) 特定職員及び特定任期付職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

(イ) 特定職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

(ア) 特定職員及び特定任期付職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任

用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

(イ) 特定職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.8875月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、2の(4)のアについては令和7年12月1日から実施し、2の(3)のイ及び(4)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和7年札幌市職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別職員数及び平均給与月額	2
第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等	3
第3表 給料表別、年齢別人員構成	4
第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額	6
第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布	16
第6表 扶養手当の支給状況	26
第7表 地域手当の支給状況	28
第8表 住居手当の支給状況	28
第9表 管理職手当の支給状況	30

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	33
第10表 産業別、企業規模別事業所数	34
第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	34
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等	35
第13表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況	45
第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	45
第15表 民間における住宅手当の支給状況	45
第16表 民間における通勤手当の支給状況	46

3 労働経済関係資料

第17表 労働経済指標	48
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和 7 年札幌市職員給与実態調査の概要

本年実施した札幌市職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

令和 7 年 4 月 1 日現在における本市に勤務する職員の給与等の実態を把握することを目的として行ったものである。

2 調査の対象職員

調査期日における本市に勤務する職員のうち、次の条例の適用を受ける職員である。令和 5 年 4 月 1 日から定年が段階的に引き上げられることに伴い、札幌市職員給与条例附則第 10 項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む 60 歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されている。本調査では、当該職員を除いて集計している。また、調査期日現在休職中の職員、育児休業中の職員、臨時的任用職員等は調査対象から除外した。

なお、単純な労務に従事する職員及び企業職員は参考として掲載した。

- (1) 札幌市職員給与条例（昭和 26 年条例第 21 号）
- (2) 札幌市立学校教育職員の給与に関する条例（平成 28 年条例第 48 号）
- (3) 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年条例第 48 号）

3 集 計

この調査の集計については、総務局職員部勤労課の協力を得た。

第 1 表 給料表別職員数及び平均給与月額

区分 給料表	職員数	平 均 給 与 月 額							
						住居手当	管理職 手 当	その他	合 計
		給 料	扶養手当	地域手当	小 計				
行 政 職	人 8,048	円 314,814	円 8,584	円 10,097	円 333,495	円 8,870	円 8,010	円 7,326	円 357,701
消 防 職	1,663	306,574	14,942	9,803	331,319	7,574	3,835	8,732	351,460
医 師 職	27	527,226	8,500	104,699	640,425	5,000	118,641	196,768	960,834
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	561	393,609	11,681	12,269	417,559	7,398	3,706	7,951	436,614
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,666	369,315	8,292	11,503	389,110	7,502	5,857	7,159	409,628
計	16,965	338,365	9,195	10,843	358,403	8,151	6,788	7,720	381,062

(参 考)

現 業 職	人 858	円 310,585	円 10,282	円 9,626	円 330,493	円 6,650	円 —	円 8,070	円 345,213
企 業 職 (交 通)	437	304,216	9,999	9,534	323,749	8,991	3,589	8,316	344,645
企 業 職 (水 道)	519	318,305	9,744	10,056	338,105	9,033	4,815	7,981	359,934
企 業 職 (病 院)	1,035	329,752	7,452	20,924	358,128	9,633	7,081	49,102	423,944
全 給 料 表 計	19,814	335,434	9,183	11,267	355,884	8,205	6,388	9,916	380,393

- (注) 1 教育職（高校・特別支援）及び教育職（小・中・幼稚園）の給料には、教職調整額及び給料の調整額を含む。
2 その他とは、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当及び寒冷地手当の合計である。
3 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員は含まれていない（以下、第9表までにおいて同じ。）。
4 特定任期付職員給料表適用職員（適用者は1名。）は含まれていない（以下、第9表までにおいて同じ。）。

第2表 給料表別平均年齢、平均勤続年数、学歴別人員構成比等

区分 給料表	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
			中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	女
行 政 職	歳 39.4	年 15.3	% 0.0	% 13.8	% 11.2	% 74.9	% 60.4	% 39.6
消 防 職	37.8	16.1	—	38.2	15.8	45.9	96.2	3.8
医 師 職	52.8	8.7	—	—	—	100.0	29.6	70.4
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	43.7	14.1	—	—	0.7	99.3	59.5	40.5
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	40.7	15.4	—	—	2.6	97.4	47.9	52.1
計	39.9	15.4	0.0	10.3	7.9	81.8	58.9	41.1

(参 考)

現 業 職	歳 45.1	年 19.4	% 2.2	% 87.2	% 8.3	% 2.3	% 85.1	% 14.9
企 業 職 (交 通)	40.4	16.0	—	43.9	14.2	41.9	95.0	5.0
企 業 職 (水 道)	40.9	17.2	0.2	27.9	6.4	65.5	86.5	13.5
企 業 職 (病 院)	39.2	11.8	—	0.1	41.5	58.4	30.4	69.6
全 給 料 表 計	40.1	15.4	0.1	14.3	9.8	75.8	60.1	39.9

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

第3表 給料表別、年齢別人員構成

給料表 年齢	行 政 職	消 防 職	医 師 職	教 育 職 (高校・特別支援)
歳	人	人	人	人
18 以下	18	13		
19	18	9		
20	39	24		
21	45	18		
22	196	46		10
23	190	50		8
24	247	48		3
25	206	43		11
26	237	55		14
27	184	57		13
28	240	52		8
29	245	52		6
30	249	54		16
31	263	48		13
32	232	56		10
33	235	57		9
34	278	62		17
35	221	49		15
36	250	61		13
37	271	62		12
38	257	74	2	12
39	221	42	1	8
40	203	45	1	16
41	204	36		11
42	195	27		13
43	194	31		17
44	213	29		16
45	217	25	1	21
46	246	29	3	18
47	213	31		20
48	207	38		19
49	162	33	2	18
50	177	40		22
51	182	42	3	19
52	219	32	1	19
53	158	35	2	24
54	161	37	2	19
55	153	26		19
56	166	25		20
57	160	29		16
58	137	12	1	18
59	139	29	1	18
60 以上			7	
計	8,048	1,663	27	561
平 均 年 齢	39.4歳	37.8	52.8	43.7

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある。

教 育 職 (小・中・幼稚園)	計	構成比
		%
人	人	%
	31	0.2
	27	0.2
	63	0.4
	63	0.4
122	374	2.2
167	415	2.4
187	485	2.9
172	432	2.5
209	515	3.0
220	474	2.8
205	505	3.0
209	512	3.0
189	508	3.0
198	522	3.1
193	491	2.9
164	465	2.7
193	550	3.2
159	444	2.6
168	492	2.9
176	521	3.1
189	534	3.1
149	421	2.5
166	431	2.5
193	444	2.6
189	424	2.5
198	440	2.6
161	419	2.5
184	448	2.6
180	476	2.8
147	411	2.4
119	383	2.3
122	337	2.0
165	404	2.4
177	423	2.5
149	420	2.5
146	365	2.2
150	369	2.2
170	368	2.2
187	398	2.3
227	432	2.5
192	360	2.1
175	362	2.1
	7	0.0
6,666	16,965	100.0
40.7	39.9	—

第4表 給料表別、級別、年齢別平均給料月額

その1 行政職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18以下	18	185,200								
19	18	188,800								
20	39	195,121								
21	45	201,400								
22	196	214,460								
23	190	218,421								
24	247	222,917								
25	206	226,639								
26	237	231,196								
27	184	234,970								
28	240	239,281								
29	245	244,007								
30	77	244,910	172	251,728						
31	20	245,195	243	255,112						
32	6	246,583	226	259,073						
33	2	245,000	226	264,688			7	295,057		
34	1	240,700	257	270,551			20	295,085		
35	1	256,400	199	275,968			21	302,690		
36			205	279,243			45	309,151		
37			148	281,266	71	305,273	52	315,838		
38			75	284,435	121	308,621	56	321,423	5	341,440
39	1	256,400	37	284,168	120	312,460	54	331,478	9	348,744
40			15	287,640	117	318,697	54	339,815	17	354,359
41			7	288,914	119	323,187	51	344,425	27	363,993
42			8	289,600	86	328,380	66	353,150	34	369,485
43	1	260,400	11	290,818	82	333,351	63	360,675	36	378,164
44			8	303,525	98	336,895	46	366,120	58	385,159
45			9	297,122	98	338,823	39	375,059	61	389,708
46			5	291,240	105	342,493	43	372,321	78	392,958
47			5	301,640	65	343,397	50	372,940	62	397,466
48			3	314,633	28	344,732	75	374,620	69	398,987
49					11	343,745	64	376,217	56	402,536
50			3	316,433	9	345,433	73	380,593	61	405,290
51			2	295,600	6	344,717	65	381,978	48	407,235
52			1	322,300	4	341,700	97	385,415	51	408,022
53			1	320,100	1	347,600	78	388,531	34	410,338
54					2	336,950	62	391,229	44	410,816
55					1	333,900	72	394,396	40	412,098
56			1	327,700	2	340,800	65	394,688	41	412,251
57					1	331,100	51	394,365	47	410,811
58							42	395,286	36	412,025
59							46	394,954	26	412,915
60以上										
計	1,974	228,302	1,867	268,989	1,147	326,664	1,457	366,710	940	397,575
平均年齢	26.0歳		34.6歳		42.7歳		47.9歳		49.7歳	

6		7		8		9		10		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										18	185, 200
										18	188, 800
										39	195, 121
										45	201, 400
										196	214, 460
										190	218, 421
										247	222, 917
										206	226, 639
										237	231, 196
										184	234, 970
										240	239, 281
										245	244, 007
										249	249, 620
										263	254, 358
										232	258, 750
										235	265, 425
										278	272, 209
										221	278, 419
										250	284, 626
										271	294, 189
										257	304, 991
										221	313, 594
										203	325, 006
				1	406, 100					204	332, 721
1	409, 000									195	342, 738
3	405, 167									194	348, 142
9	410, 111					1	476, 300			213	356, 057
										217	361, 500
15	415, 567									246	367, 122
31	417, 139									213	375, 823
32	420, 403									207	384, 908
30	422, 753			1	472, 600					162	392, 323
23	424, 570	5	450, 980	3	476, 600					177	395, 559
44	425, 957	13	454, 100	4	483, 425					182	404, 475
43	427, 656	6	455, 150	17	482, 776					219	407, 355
22	429, 245	13	455, 831	8	487, 438	1	523, 200			158	409, 598
25	430, 952	8	461, 925	20	483, 805					161	417, 089
19	430, 342	11	458, 855	6	488, 750	4	526, 875			153	414, 890
16	431, 094	13	459, 885	20	490, 055	8	526, 663			166	424, 438
16	430, 400	14	457, 314	25	484, 788	6	524, 850			160	426, 934
18	428, 139	14	459, 357	17	490, 529	10	528, 690			137	432, 104
18	430, 022	18	455, 039	24	487, 575	7	525, 700			139	433, 212
365	425, 032	115	457, 046	146	485, 747	37	525, 303	0	—	8, 048	314, 814
52. 1歳		55. 7歳		56. 0歳		57. 3歳		—		39. 4歳	

その2 消防職給料表

級 区分 年齢	1		2		3		4		5	
	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額	人員	平均給料月額
歳	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
18 以下	13	192,000								
19	9	195,378								
20	24	202,550								
21	18	210,100								
22	46	219,085								
23	50	222,300								
24	48	226,440								
25	42	232,057	1	231,200						
26	55	236,071								
27	44	240,380	13	239,869						
28	30	243,320	22	245,823						
29	11	245,800	41	250,361						
30	4	244,625	50	256,082						
31			48	260,798						
32			52	265,448	4	276,975				
33			52	272,004	5	282,580				
34			55	278,678	7	291,271				
35			36	282,975	13	299,108				
36			25	285,464	36	305,003				
37			14	287,600	48	309,204				
38			8	289,350	64	315,036	2	339,500		
39					40	321,543	2	341,300		
40					41	326,312	4	344,650		
41					25	332,348	11	356,027		
42					19	335,137	6	360,200	2	381,200
43					20	339,285	6	362,133	5	379,380
44					21	343,005	8	370,163		
45					15	344,280	7	374,043	3	389,467
46					19	348,874	6	374,400	3	397,733
47					6	348,083	17	375,306	7	399,614
48					3	351,633	25	376,996	7	402,043
49							25	379,504	7	403,257
50							25	383,504	10	404,290
51							26	386,150	11	404,845
52							22	388,341	9	408,511
53							14	392,186	10	408,510
54							20	394,105	8	408,663
55							12	397,250	8	410,825
56							13	396,962	7	411,986
57							15	396,467	6	413,283
58							4	397,500	1	411,300
59							19	397,168	5	410,540
60 以上										
計	394	226,519	417	266,869	386	321,954	289	382,919	109	404,557
平均年齢	24.7歳		32.6歳		40.1歳		50.9歳		51.8歳	

6		7		8		9		10		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
										13	192,000
										9	195,378
										24	202,550
										18	210,100
										46	219,085
										50	222,300
										48	226,440
										43	232,037
										55	236,071
										57	240,263
										52	244,379
										52	249,396
										54	255,233
										48	260,798
										56	266,271
										57	272,932
										62	280,100
										49	287,255
										61	296,995
										62	304,326
										74	312,920
										42	322,483
										45	327,942
										36	339,583
										27	344,119
										31	350,174
										29	350,497
										25	358,036
1	418,700									29	361,617
1	417,900									31	376,900
3	420,133									38	383,013
1	420,500									33	385,785
4	423,725	1	453,100							40	394,463
3	424,800			2	480,000					42	398,276
1	425,700									32	395,181
9	426,711	1	458,900	1	477,200					35	410,063
7	431,729	1	458,200	1	489,100					37	408,670
4	430,750			2	495,850					26	414,165
2	427,600	1	456,800	2	485,350					25	413,084
2	430,900	2	455,050	3	490,967	1	521,800			29	420,459
3	429,400	1	451,400	3	481,567					12	432,133
3	432,100	1	453,100	1	495,600					29	408,410
44	427,261	8	455,200	15	486,793	1	521,800	0	—	1,663	306,574
53.7歳		56.0歳		56.1歳		57.7歳		—		37.8歳	

その3 医師職給料表

級 区分 年齢	1		2		3	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円
18 以下						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38			1	442,300	1	467,700
39					1	467,700
40					1	467,700
41						
42						
43						
44						
45			1	456,300		
46					3	505,233
47						
48						
49					2	497,050
50						
51						
52					1	506,700
53					2	512,950
54					1	496,800
55						
56						
57						
58						
59					1	548,400
60 以上					1	548,400
計	0	—	2	449,300	14	502,793
平均年齢	—		42.0歳		48.4歳	

4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円
		2	455,000
		1	467,700
		1	467,700
		1	456,300
		3	505,233
		2	497,050
3	553,433	3	553,433
		1	506,700
		2	512,950
1	578,400	2	537,600
1	571,400	1	571,400
		1	548,400
6	579,089	7	571,417
11	572,491	27	527,226
53.5歳		52.8歳	

その４ 教育職給料表（高校・特別支援）

級 年齢	区分	1		2		特2	
		人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳		人	円	人	円	人	円
18 以下							
19							
20							
21							
22				10	260,585		
23				8	264,969		
24				3	271,777		
25				11	275,706		
26				14	284,637		
27				13	296,940		
28				8	304,288		
29				6	314,435		
30				16	321,689		
31				13	328,663		
32				10	337,438		
33				9	337,012		
34				17	352,689		
35				15	354,846		
36				13	366,891		
37				12	364,903		
38				12	382,966		
39				8	387,854		
40				16	391,387		
41				11	398,175		
42				13	399,429		
43				17	407,208		
44				16	414,550		
45				20	416,831	1	435,136
46				18	423,761		
47				18	423,359	2	433,784
48				17	422,909		
49				18	433,929		
50				20	432,739		
51				17	436,067		
52				17	438,492		
53				16	436,847		
54				18	436,382		
55				17	441,282		
56				15	438,547		
57				16	438,683		
58				15	440,800		
59				15	438,365		
60 以上							
計		0	—	528	388,940	3	434,235
平均年齢		—		43.1歳		47.0歳	

（注） 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				10	260,585
				8	264,969
				3	271,777
				11	275,706
				14	284,637
				13	296,940
				8	304,288
				6	314,435
				16	321,689
				13	328,663
				10	337,438
				9	337,012
				17	352,689
				15	354,846
				13	366,891
				12	364,903
				12	382,966
				8	387,854
				16	391,387
				11	398,175
				13	399,429
				17	407,208
				16	414,550
				21	417,703
2	453,800			18	423,761
				20	424,401
2	446,350			19	426,161
				18	433,929
2	456,000			22	433,977
2	462,400			19	438,165
6	468,400	2	478,150	19	441,009
1	459,000			24	448,177
1	482,600	1	481,200	19	437,572
2	472,300	3	482,033	19	445,558
				20	448,445
		3	489,467	16	438,683
		3	488,633	18	448,911
				18	446,743
18	462,983	12	484,825	561	393,609
52.7歳		57.1歳		43.7歳	

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

級 区分 年齢	1		2		特2	
	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額	人員	平均 給料月額
歳	人	円	人	円	人	円
18 以下						
19						
20						
21						
22			122	257,054		
23			167	261,166		
24			187	267,067		
25			172	272,737		
26			209	280,750		
27			220	292,098		
28			205	302,168		
29			209	311,273		
30			189	319,204		
31			198	326,560		
32			193	334,615		
33			164	341,988		
34			193	349,881		
35			158	356,716	1	368,472
36			168	361,708		
37			176	368,953		
38			187	373,962	2	387,296
39			148	379,677	1	396,136
40			159	383,952	7	402,317
41			182	389,502	11	405,171
42			180	393,061	9	410,534
43			175	397,767	23	413,925
44			144	402,522	15	416,631
45			159	406,732	12	421,035
46			160	408,514	14	421,401
47			116	412,422	10	419,588
48			96	414,534	2	422,656
49			91	417,733	8	429,533
50			125	420,019	4	430,118
51			128	423,074	2	427,440
52			110	423,839	4	429,130
53			98	425,821	5	433,451
54			104	426,327	4	434,512
55			119	427,018	1	431,600
56			128	426,366	1	434,512
57			149	427,273	2	433,368
58			135	426,752	2	433,888
59			124	426,769		
60 以上						
計	0	—	5,947	361,192	140	417,887
平均年齢	—		39.2歳		46.1歳	

(注) 平均給料月額には、教職調整額及び給料の調整額を含む。

3		4		全 級 計	
人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額	人員	平 均 給料月額
人	円	人	円	人	円
				122	257,054
				167	261,166
				187	267,067
				172	272,737
				209	280,750
				220	292,098
				205	302,168
				209	311,273
				189	319,204
				198	326,560
				193	334,615
				164	341,988
				193	349,881
				159	356,790
				168	361,708
				176	368,953
				189	374,103
				149	379,788
				166	384,726
				193	390,395
				189	393,893
				198	399,644
2	425,900			161	404,127
13	425,546			184	408,994
6	428,617			180	410,186
21	428,714			147	415,237
21	430,352			119	417,462
23	432,730			122	421,334
36	433,458			165	423,196
47	434,638			177	426,194
31	435,819	4	444,350	149	427,025
29	435,800	14	445,479	146	429,949
16	436,313	26	447,965	150	431,361
13	436,062	37	448,857	170	432,490
16	435,550	42	449,807	187	432,460
16	435,444	60	449,420	227	433,757
7	434,471	48	450,010	192	432,923
7	434,486	44	450,355	175	433,008
304	433,547	275	449,244	6,666	369,315
51.8歳		57.0歳		40.7歳	

第5表 給料表別、級別、号俸別人員分布

その1 行政職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4										
5										
6										
7								1	1	
8										
9										
10				2						
11	18									
12										
13				2						
14	19									
15	1									
16	1			1						
17				6						
18	32			3						
19	1			2						
20		27								
21	8	41		21						
22	29	199		3					2	
23	3	25		1						
24	12	19		3						
25	1	35		26				1		
26	32	164		9				1	4	
27	3	32		6					6	
28	15	23		3					3	
29	1	30		32	1				5	
30	23	158		4				1	4	
31	167	51		5					3	
32	25	30		3						
33	4	29		47					2	
34	184	55		11				1	1	
35	11	30		8	8			3	1	
36	20	21		7	2			3	1	
37	5	121		14	4			5		
38	214	70		2	1			5		
39	15	40	25	22	6			10	1	
40	25	29	19	9	4			6	1	
41	7	145	111	15	2			13	1	
42	168	23	14	5	1			6	1	
43	19	46	36	26	16			8		
44	34	22	8	9	3			9		

級 号俸	1	2	3	4	5
45	人 13	人 124	人 46	人 17	人 7
46	189	34	10	5	5
47	11	31	60	28	19
48	28	20	19	11	7
49	7	104	29	16	3
50	160	30	21	10	4
51	9	5	46	26	22
52	30	4	13	13	7
53	22	6	37	15	3
54	152	3	12	12	12
55	13	2	47	22	15
56	27	2	17	9	10
57	34	3	24	3	5
58	167	1	11	13	4
59	6	2	41	13	7
60	3	2	13	8	6
61		6	13	13	37
62	3	1	6	12	8
63		3	47	5	6
64		1	17	18	7
65		1	12	52	36
66		1	14	19	11
67	2	4	22	17	10
68			10	26	4
69		1	21	29	45
70		2	14	18	11
71	1		26	16	15
72		1	7	11	6
73		1	27	22	26
74			22	25	34
75			6	9	5
76		1	16	14	7
77		1	32	14	13
78		2	13	9	14
79			12	25	22
80			14	14	9
81		1	30	10	10
82			12	19	12
83			18	23	6
84			4	10	5
85			19	8	12
86		1	19	14	21
87			14	25	13
88			7	7	14

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		7		
		7		
		7		
	2	8		
1	4	3		
	1	2		
1	6	3		
	3	3		
	8	7		
3	10	4		
4	9	3		
3	12	2		
2	3	1		
2	7	2		
5	7	4		
4	3	2		
14	3	2		
10	4	1		
7	6	2		
12	4			
8	3	1		
9	2			
14	3			
4	4			
7	2			
16	2			
21				
14				
13	1	2		
11	1			
11	2			
12				
6				
16	1			
13	1			
13				
9				
5	1			
17				
13				
13				
6				
8				
7				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
89			3	20	15	6				
90			1	22	18	4				
91			5	21	34	9				
92			1	12	28	2				
93			1	13	16	4				
94			1	11	24					
95			1	24	21	2				
96			1	15	11	1				
97				8	9	1				
98				17	13	2				
99		1		26	11					
100				22	22					
101				15	6					
102				34	2					
103				63	6					
104				49	11					
105				24	4					
106				14	9					
107				5	4					
108					4					
109				1	9					
110					6					
111				1	4					
112					6					
113					3					
114					4					
115				1	10					
116					4					
117					4					
118				2	1					
119					2					
120					1					
121					15					
122										
123										
124										
125				25						
計	1,974	1,867	1,147	1,457	940	365	115	146	37	0
構成比	24.5%	23.2%	14.3%	18.1%	11.7%	4.5%	1.4%	1.8%	0.5%	—
適用職員数	8,048人									

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号俸の位置を示し、該当人員0の号俸は空欄とした（以下、本表において同じ。）。

2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合がある（以下、本表において同じ。）。

その2 消防職給料表

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2		1								
3										
4										
5										
6		3								
7										
8										
9										
10		7								
11		1								
12		3								
13										
14		17								
15	13	5								
16	2	6								
17	1	1								
18	12	9								
19										
20		12	1							
21		13	2							
22	12	14	1							
23		4	2							
24		16								
25	11	14	2							
26	9	21							1	
27	3	4								
28	10	3								
29	1	18	2							
30	15	17								
31	2	9	6							
32	14	2								
33	2	17	2							
34	16	25	1							
35	27	23	6							
36	11	2	1							
37	3	9	12					2		
38	26	2	2	1				1		
39	3	12	16					3		
40	12	3	7					1		
41	7	19	33							
42	26	6	8							
43	1	24	15	3						
44	13	3	6							

級 号俸	1	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
45	1	19	30	1	
46	30	8	7		
47	2	18	10	1	
48	7	8	3	1	
49	3	11	5	2	
50	37	5	1	1	
51	3		27	5	1
52	6	1	4	1	
53	3		7	2	2
54	27				
55	4		20	5	4
56	7		5	2	
57	2	1	10	2	1
58	7		1	2	
59	3	1	10	2	
60			2	1	
61			15	3	
62			3		
63			8	4	1
64			2	2	
65			4	9	
66			1	5	
67			8	8	
68			4	6	
69			5	8	1
70			7	3	
71			1	10	4
72			1	6	1
73			2	4	4
74			4	8	3
75			8	3	2
76			2	5	
77			2	6	4
78			4	3	6
79			4	4	4
80			1	1	1
81			5	2	
82			6	8	5
83				3	3
84			1	14	5
85			5	3	2
86			1	9	2
87			3	5	2
88				6	4

6	7	8	9	10
人	人	人	人	人
		1		
		1		
		2		
	1			
		1		
	2			
	1			
	1			
		1		
	1			
1				
1				
1				
2		1		
1				
1				
2				
1		1		
2				
3				
3				
1				
3				
3				
1				
4				
3				

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
89				3	1					
90				3						
91			11	5	2					
92				4	3					
93				1	6					
94				5	8					
95				5	4	1				
96				4	4					
97				1	3					
98					1					
99				3	2					
100				2	2					
101			1	7						
102				6						
103				19	4					
104				18	1					
105				13	2					
106				8	1					
107				1						
108				1						
109					1					
110										
111										
112										
113										
114					1					
115										
116										
117										
118										
119					1					
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	394	417	386	289	109	44	8	15	1	0
構成比	23.7%	25.1%	23.2%	17.4%	6.6%	2.6%	0.5%	0.9%	0.1%	—
適用職員数		1,663人								

その3 医師職給料表

級 号俸	1	2	3	4
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24			3	
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33			1	1
34				1
35				
36				
37		1		
38				
39				
40			1	
41				
42				
43				
44			2	
45				
46			2	
47		1	1	
48			1	

級 号俸	1	2
49	人	人
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		
60		
61		
62		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73		
74		
75		
76		
77		
78		
79		
80		
81		
82		
83		
84		
85		
86		
87		
88		
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
計	0	2
構成比	—	7.4%
適用職員数 27人		

3	4
人	人
	1
	1
1	1
	2
	1
	1
	1
	1
2	
14	11
51.9%	40.7%

その4 教育職給料表（高校・特別支援）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2		10			
3					
4		7			
5		1			
6					
7					
8		2			
9		1			
10		1			
11					
12		5			
13		1			
14		3			
15					
16		4			
17		1			
18		5			
19		1			
20		5			
21					
22		3			
23		1			
24		5			
25					
26		4			
27					
28		6			
29		1			
30		4			1
31					
32		2			2
33		1			
34		10			1
35		2			1
36		3			1
37					
38		3			1
39		1			3
40		6			
41					1
42		4			
43					
44		7			
45		1			1
46		4			
47					
48		4			
49		4			
50		6			
51		1		1	
52		4			

級 号俸	1	2
53	人	人
54		3
55		8
56		2
57		3
58		3
59		1
60		7
61		
62		2
63		3
64		3
65		2
66		3
67		2
68		4
69		5
70		3
71		
72		8
73		2
74		4
75		
76		6
77		1
78		7
79		5
80		3
81		
82		4
83		
84		4
85		1
86		6
87		3
88		6
89		2
90		2
91		2
92		5
93		3
94		4
95		7
96		8
97		5
98		8
99		1
100		3
101		2
102		12
103		2
104		4

特2	3	4	級 号俸	1	2	特2	3	4
人	人	人		人	人	人	人	人
		2	105		2			
			106		3			
			107		4			
			108		7			
			109					
			110		8			
			111		2			
			112		1			
			113		1			
			114		5			
			115		1			
			116		3			
			117		3			
		1	118		5			
		1	119		1			
			120		6			
		2	121		1			
		1	122		2			
			123		2			
			124		3			
		2	125		4			
			126		5			
			127		5			
			128		5			
		2	129		1			
2			130		2			
1			131		3			
		2	132		5			
			133		3			
		1	134		6			
			135		7			
			136		10			
			137		5			
			138		5			
		1	139					
		1	140		9			
		1	141		5			
			142		5			
			143		7			
			144		12			
			145		43			
			146					
			147					
			148					
			149					
			150					
			151					
			152					
			153					
			計	0	528	3	18	12
			構成比	—	94.1%	0.5%	3.2%	2.1%
			適用職員数 561人					

その5 教育職給料表（小・中・幼稚園）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10		1			
11					
12					
13		139			
14		1			
15		1			
16		145			
17		4			
18		13			
19		2			
20		156			
21		2			5
22		32			10
23		6			22
24		106			26
25		12			22
26		44			13
27		13			20
28		115			24
29		2			16
30		60			16
31		5			14
32		112			11
33		6			14
34		59	1		8
35		10			5
36		82			10
37		11			12
38		75			3
39		11			6
40		92			8
41		10			4
42		62	1		3
43		15			
44		103			1

級 号俸	1	2	特2	3	4
45	人	13	人	人	人
46		68			2
47		9			
48		79			
49		6			
50		73			
51		17			
52		77			
53		12			
54		77	1		
55		10	1		
56		75	2	1	
57		11		1	
58		60	4		
59		14	1		
60		65	7		
61		21	1	1	
62		72	2		
63		19		1	
64		82	4		
65		18	1		
66		66	5	1	
67		12	5	3	
68		71	10	2	
69		26	4	1	
70		54	3	4	
71		12	2	1	
72		66	7	5	
73		17	2	5	
74		67	2	5	
75		23	2	8	
76		65	6	8	
77		33	5	5	
78		60	4	8	
79		19	3	4	
80		52	2	6	
81		29	3	4	
82		62	7	5	
83		15	5	7	
84		60	1	28	
85		24	6	5	
86		57	3	11	
87		16		7	
88		61	4	32	

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		20	3	8	
90		55		11	
91		22	5	4	
92		65	1	23	
93		35		5	
94		47	2	13	
95		20	2	10	
96		50	3	12	
97		28	1	4	
98		59	1	10	
99		27	1	2	
100		61	1	9	
101		24	1	3	
102		50		9	
103		38	1	3	
104		55		7	
105		20		2	
106		40			
107		13			
108		56	1		
109		21			
110		39			
111		23			
112		36			
113		26			
114		44			
115		25			
116		50			
117		24			
118		43			
119		26			
120		42			
121		16			
122		38			
123		23			
124		24			
125		18			
126		23			
127		23			
128		17			
129		16			
130		23			
131		15			
132		20			

級 号俸	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
133		12			
134		31			
135		14			
136		25			
137		25			
138		25			
139		13			
140		38			
141		24			
142		33			
143		10			
144		42			
145		26			
146		44			
147		19			
148		53			
149		33			
150		53			
151		53			
152		55			
153		53			
154		63			
155		55			
156		47			
157		309			
計	0	5,947	140	304	275
構成比	—	89.2%	2.1%	4.6%	4.1%
適用職員数 6,666人					

第6表 扶養手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数	受 給 職 員 数	全 職 員		受 給 職 員	
			平 均 手当月額	平均扶養 親 族 数	平 均 手当月額	平均扶養 親 族 数
行 政 職	人 8,048	人 2,999 (37.3)	円 8,584	人 0.7	円 23,036	人 1.9
消 防 職	1,663	1,006 (60.5)	14,942	1.3	24,700	2.1
医 師 職	27	8 (29.6)	8,500	0.8	28,688	2.6
教 育 職 (高校・特別支援)	561	275 (49.0)	11,681	1.0	23,829	2.0
教 育 職 (小・中・幼稚園)	6,666	2,352 (35.3)	8,292	0.7	23,502	1.9
計	16,965	6,640 (39.1)	9,195	0.8	23,493	2.0

- (注) 1 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位：%)を示す。
2 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
3 学齢加算とは、扶養親族に満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合に、当該
4 学齢加算欄は、上記3の要件に該当する扶養親族の人数であり、子の人数の内数である。
5 令和7年度から子の手当月額が13,500円、配偶者は扶養手当が廃止となり、令和9年度までの
6 子に係る手当月額は、令和7年度は12,500円である。表中の手当月額は、12,500円と表記する
7 配偶者に係る手当月額は、令和7年度は5,000円である。表中の手当月額は、5,000円と表記す

職 員 の 扶 養 親 族 数					
子	子 以 外				合 計
	学 齡 加 算	配 偶 者	父 母 等	小 計	
手 当 月 額 12,500円	1 人 当 た り 6,000円	手 当 月 額 5,000円	手 当 月 額 7,000円		
人	人	人	人	人	人
4,426	1,084	1,233	156	1,389	5,815
1,612	328	525	15	540	2,152
15	2	6	0	6	21
414	118	120	10	130	544
3,621	898	784	101	885	4,506
10,088	2,430	2,668	282	2,950	13,038

子 1 人につき6,000円が加算されるものである。

経過措置中である。
こととした。
ることとした。

第7表 地域手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数					平 均 手当月額
		20%	16%	3 %	その他	
行 政 職	人 8,048	人 20	人 0	人 8,027	人 1	円 10,097
消 防 職	1,663	1	0	1,661	1	9,803
医 師 職	27	0	27	0	0	104,699
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	561	0	0	561	0	12,269
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,666	0	0	6,666	0	11,503
計	16,965	21	27	16,915	2	10,843

(注) 区分欄の20%、16%及び3%は、給料（教育職においては、教職調整額及び給料の調整額を含む。）、扶養手当及び管理職手当の合計額に対する支給割合で、東京都特別区勤務の職員には20%、医師職給料表適用職員には16%、それ以外の職員には3%が支給される（その他区分欄の職員のうち、行政職の1名は9%、消防職の1名は7%が支給されている。）。

第8表 住居手当の支給

区分 給料表	職 員 数
行 政 職	人 8,048
消 防 職	1,663
医 師 職	27
教 育 職 (高 校 ・ 特 別 支 援)	561
教 育 職 (小 ・ 中 ・ 幼 稚 園)	6,666
計	16,965

(注) 1 表中の()内の入しているため、内
2 留守家族とは、単
分であり、職員が自

状況

受給職員数	平均手当月額		借家・借間居住者				留守家族	
	全職員	受給職員	手当月額 27,000円 未満 の職員	手当月額 27,000円 (限度額) の職員	小計	平均 手月 当額	人員	平均 手月 当額
人	円	円	人	人	人	円	人	円
2,706 (33.6)	8,870	26,382	610	2,096	2,706 (33.6)	26,382	0 (—)	—
477 (28.7)	7,574	26,404	103	374	477 (28.7)	26,404	0 (—)	—
5 (18.5)	5,000	27,000	0	5	5 (18.5)	27,000	0 (—)	—
159 (28.3)	7,398	26,101	43	116	159 (28.3)	26,101	0 (—)	—
1,901 (28.5)	7,502	26,307	451	1,450	1,901 (28.5)	26,307	0 (—)	—
5,248 (30.9)	8,151	26,349	1,207	4,041	5,248 (30.9)	26,349	0 (—)	—

数字は、職員数に対する割合（単位：％）を示す。なお、小数点以下第2位を四捨五入の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。

身赴任手当が支給される職員で、配偶者等が居住する住宅を借り受けている職員の区から居住する場合の手当月額の2分の1に相当する額が支給される。

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	職 員 数	受給職員数	平 均 手 当 月 額		局 長	部 長
			全 職 員	受 給 職 員		
行 政 職	人 8,048	人 678 (8.4)	円 8,010	円 95,076	人 37 (0.5)	人 146 (1.8)
消 防 職	1,663	68 (4.1)	3,835	93,791	1 (0.1)	15 (0.9)
医 師 職	27	27 (100.0)	118,641	118,641	1 (3.7)	21 (77.8)
教 育 職 (高校・特別支援)	561	30 (5.3)	3,706	69,293	—	—
教 育 職 (小・中・幼稚園)	6,666	579 (8.7)	5,857	67,435	—	—
計	16,965	1,382 (8.1)	6,788	83,333	39 (0.2)	182 (1.1)

(注) 表中の()内の数字は、職員数に対する割合(単位：％)を示す。なお、小数点以下第2位を四

課 長	係 長	校 長	副校長	教 頭	園 長
人 480 (6.0)	人 15 (0.2)	人 —	人 —	人 —	人 —
52 (3.1)	—	—	—	—	—
5 (18.5)	—	—	—	—	—
—	—	12 (2.1)	5 (0.9)	13 (2.3)	—
—	—	273 (4.1)	2 (0.0)	299 (4.5)	5 (0.1)
537 (3.2)	15 (0.1)	285 (1.7)	7 (0.0)	312 (1.8)	5 (0.0)

捨五入しているため、内訳の合計が受給職員数の割合と一致しない場合がある。

2 民間給与関係資料

令和 7 年職種別民間給与実態調査の概要

本年実施した職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、国家公務員及び地方公務員の給与改定について、定期的に検討を行う際の基礎資料を得るため、令和 7 年 4 月現在における札幌市内の民間事業所の給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

札幌市人事委員会、人事院、北海道人事委員会等

3 調査期間

令和 7 年 4 月 23 日から同年 6 月 13 日までの間

4 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

令和 7 年 4 月分の最終給与締切日現在において、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の市内の民間事業所 834 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種。うち初任給関係職種は 18 職種であり、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）は 16 職種である。

5 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記 4 の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模及び産業によって 19 層に層化し、これらの層から 167 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

(2) 従業員の抽出

調査事業所において初任給関係職種以外の調査職種に該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員等

調査実人員は、6,792 人（うち初任給関係は 466 人）であり、調査職種該当者（母集団）の推定数は、58,565 人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数のうち、本市における狭義の行政職に相当する職種（事務・技術関係職種）については、38,717 人である。

6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。なお、割合については、小数点以下第 2 位を四捨五入している。

第10表 産業別、企業規模別事業所数

産 業	調 査 対 象 事 業 所	左 の う ち 調 査 実 施 事 業 所					
		全 規 模	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
全 産 業	825	139	37	12	17	57	16
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0	0	0	0	0	0	0
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業 ・ 建 設 業	78	12	1	2	2	6	1
製 造 業	60	13	5	1	0	5	2
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ・ 情 報 通 信 業 ・ 運 輸 業 ・ 郵 便 業	191	37	5	2	7	15	8
卸 売 業 ・ 小 売 業	107	31	11	2	3	13	2
金 融 業 ・ 保 険 業 ・ 不 動 産 業 ・ 物 品 質 貸 業	52	9	5	4	0	0	0
教 育 ・ 学 習 支 援 業 ・ 医 療 ・ 福 祉 ・ サ ー ビ ス 業	337	37	10	1	5	18	3

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が9所あった。
- 2 上記調査実施事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が26所あった。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規 模 計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	(参考) 50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者	大 学 卒	円 236,053	円 245,980	円 227,119	※ 円 227,578
	短 大 卒	209,061	208,834	209,261	※ *
	高 校 卒	194,264	※ 188,285	196,152	※ *
	大 学 卒	238,122	244,538	228,319	※ *
	短 大 卒	208,856	208,398	209,496	—
	高 校 卒	187,499	※ 183,928	※ 189,539	—
	大 学 卒	230,160	※ 270,501	225,614	※ 224,840
	短 大 卒	209,735	※ *	※ 208,908	※ *
	高 校 卒	199,579	※ *	200,009	※ *

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 *印は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 3 ※印は、調査実人員が10人以下であることを示す。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与月額等

その1 企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額				職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
				きまっ て 支 給 す る 給 与 (A)	うち時間外 手 当 (B)	(A－B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表その 2、その 3及びそ の4の対 応級欄に 掲げられ ている行 政職給料 表の級	
	大 学 卒	18	54.0	834,742	308	834,434			
	短 大 卒	13	53.0	898,308	402	897,906			
	高 校 卒	0	-	-	-	-			
	中 学 卒	5	57.0	637,682	16	637,666			
	工 場 長	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)		
	大 学 卒	*	*	*	*	*			
	短 大 卒	0	-	-	-	-			
	高 校 卒	0	-	-	-	-			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
	事 務 部 長	191	53.2	650,131	1,413	648,718	{ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)		
	大 学 卒	142	52.5	676,028	1,975	674,053			
	短 大 卒	17	54.7	609,614	145	609,469			
	高 校 卒	30	54.9	587,855	0	587,855			
	中 学 卒	2	58.3	438,946	0	438,946			
	技 術 部 長	60	53.6	742,208	1,196	741,012	同 上		
	大 学 卒	51	53.8	765,377	1,397	763,980			
	短 大 卒	5	52.3	666,729	0	666,729			
	高 校 卒	4	51.8	551,783	0	551,783			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 部 次 長	71	51.8	626,016	5,309	620,707	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)			
大 学 卒	54	51.3	659,087	6,800	652,287				
短 大 卒	6	49.8	487,198	0	487,198				
高 校 卒	11	55.6	528,125	287	527,838				
中 学 卒	0	-	-	-	-				
技 術 部 次 長	40	53.0	843,021	9,195	833,826	同 上			
大 学 卒	40	53.0	843,021	9,195	833,826				
短 大 卒	0	-	-	-	-				
高 校 卒	0	-	-	-	-				
中 学 卒	0	-	-	-	-				
事 務 課 長	425	49.3	568,795	13,888	554,907	{ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職			
大 学 卒	293	48.1	578,549	13,702	564,847				
短 大 卒	57	51.1	504,449	16,506	487,943				
高 校 卒	74	52.6	582,368	12,689	569,679				
中 学 卒	*	*	*	*	*				
技 術 課 長	190	49.2	639,312	18,625	620,687	同 上			
大 学 卒	133	48.2	666,961	20,524	646,437				
短 大 卒	28	51.5	585,971	13,272	572,699				
高 校 卒	29	51.5	557,936	15,058	542,878				
中 学 卒	0	-	-	-	-				

(注) 1 *印は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表その 2、その 3及びその4の対応級欄に掲げられている行政職給料表の級
	大 学 卒	223	47.2	498,290	57,809	440,481		
	短 大 卒	141	45.2	520,858	70,748	450,110		
	高 校 卒	41	50.7	444,018	31,461	412,557		
	中 学 卒	40	51.7	470,037	35,679	434,358		
		*	*	*	*	*		
	技術課長代理	126	45.2	512,671	43,256	469,415	同 上	
	大 学 卒	87	43.1	533,627	47,945	485,682		
	短 大 卒	18	47.7	452,521	53,989	398,532		
	高 校 卒	21	51.1	481,224	18,026	463,198		
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 係 長	756	44.6	480,976	59,677	421,299	係の長及び係長級専門職	
	大 学 卒	525	43.0	494,719	64,598	430,121		
	短 大 卒	111	47.5	420,664	46,801	373,863		
	高 校 卒	118	48.7	480,126	50,904	429,222		
	中 学 卒	2	46.9	486,890	37,149	449,741		
	技 術 係 長	172	47.4	503,892	72,676	431,216	同 上	
	大 学 卒	92	45.7	485,918	70,768	415,150		
	短 大 卒	38	49.0	496,101	52,558	443,543		
	高 校 卒	42	49.5	545,043	91,308	453,735		
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 主 任	596	41.5	393,774	47,952	345,822	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)		
大 学 卒	359	38.7	406,122	52,213	353,909			
短 大 卒	111	44.5	349,239	35,572	313,667			
高 校 卒	121	46.4	396,296	46,297	349,999			
中 学 卒	5	46.4	450,338	64,100	386,238			
技 術 主 任	255	41.0	426,781	69,267	357,514	同 上		
大 学 卒	195	39.2	434,108	73,415	360,693			
短 大 卒	35	48.1	389,657	54,227	335,430			
高 校 卒	25	46.5	413,839	53,741	360,098			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
種	事 務 係 員	1,620	37.0	347,180	40,568	306,612		
	大 学 卒	1,026	34.4	365,689	50,215	315,474		
	短 大 卒	335	39.8	310,672	24,319	286,353		
	高 校 卒	257	44.1	319,806	22,489	297,317		
	中 学 卒	2	48.4	278,359	9,789	268,570		
	技 術 係 員	744	33.4	369,998	59,277	310,721		
	大 学 卒	508	31.5	366,947	60,752	306,195		
	短 大 卒	114	38.9	375,451	54,981	320,470		
	高 校 卒	119	36.1	378,962	57,721	321,241		
	中 学 卒	3	47.1	321,245	27,855	293,390		

(注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)	
技能・ 労務関係 職種	自家用乗用 自動車運転手	人	歳	円	円	円	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事 している者を除く。
	守 衛	2	57.0	311,355	29,000	282,355	
	用 務 員	*	*	*	*	*	
研究関係 職種	研究部(課)長	3	56.3	765,105	0	765,105	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	12	56.5	624,347	0	624,347	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	14	49.1	552,461	2,450	550,011	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上 記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 員	9	30.2	398,838	46,784	352,054	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長	*	*	*	*	*	
	大 学 副 学 長	2	53.5	673,455	0	673,455	
	大 学 学 部 長	14	58.7	742,387	0	742,387	
	大 学 教 授	32	52.7	658,423	0	658,423	
	大 学 准 教 授	20	45.7	538,517	0	538,517	
	大 学 講 師	12	46.0	416,647	0	416,647	
	高 等 学 校 長	2	61.5	704,118	2,000	702,118	
	高 等 学 校 頭	5	45.4	574,283	0	574,283	
	高 主 幹 教 諭	3	49.7	569,959	1,000	568,959	
	高 等 学 校 教 諭	37	52.3	560,143	608	559,535	

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A-B)	
医 療 関 係 職 種	副 院 長	人	歳	円	円	円	病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	*	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	6	49.6	1,217,585	8,461	1,209,124	
	薬 局 長	2	49.5	478,239	1,000	477,239	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	23	41.4	337,111	18,315	318,796	
	診療放射線 技 師	16	44.8	372,585	17,237	355,348	
	臨床検査 技 師	12	38.0	274,504	11,949	262,555	
	栄 養 士	10	40.2	287,892	1,934	285,958	
	理学療法士	41	29.5	247,685	6,956	240,729	
	作業療法士	11	35.9	265,832	12,934	252,898	
	総看護師長	4	55.0	605,528	0	605,528	部下に看護師長5人以上
	看護師長	39	45.0	426,715	30,746	395,969	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	137	37.0	368,448	51,772	316,676	
	准看護師	29	49.3	313,994	5,407	308,587	

その2 企業規模500人以上

職 種 名			調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
					き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人 歳	16 54.3	886,651	14	886,637	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級、10 級		
			12 53.2	930,145	13	930,132				
			0 -	-	-	-				
			4 58.1	726,453	21	726,432				
			0 -	-	-	-				
	工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	* *	* *	* *	* *	* *	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上		
			* *	* *	* *	* *				
			0 -	-	-	-				
			0 -	-	-	-				
			0 -	-	-	-				
	事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	125 53.6	678,285	1,912	676,373	{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	9 級			
		99 53.0	704,746	2,604	702,142					
		10 54.6	614,262	161	614,101					
		16 55.6	603,758	0	603,758					
		0 -	-	-	-					
	技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	34 55.1	784,640	505	784,135	同 上	同 上			
		30 55.3	814,362	570	813,792					
		* *	* *	* *	* *					
		3 52.2	548,135	0	548,135					
		0 -	-	-	-					
事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	55 51.4	654,845	6,385	648,460	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	7 級、8 級				
	47 50.9	678,013	7,560	670,453						
	2 51.2	489,037	0	489,037						
	6 55.3	555,816	428	555,388						
	0 -	-	-	-						
技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	40 53.0	843,021	9,195	833,826	同 上	同 上				
	40 53.0	843,021	9,195	833,826						
	0 -	-	-	-						
	0 -	-	-	-						
	0 -	-	-	-						
種	事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	293 49.5	588,123	14,937	573,186	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	6 級			
		210 48.1	593,893	17,275	576,618					
		32 51.1	517,638	7,005	510,633					
		51 54.3	609,928	10,369	599,559					
		0 -	-	-	-					
	技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	106 49.3	691,332	5,238	686,094	同 上	同 上			
		77 48.7	708,474	5,752	702,722					
		16 50.1	659,998	6,208	653,790					
		13 52.6	608,374	0	608,374					
		0 -	-	-	-					

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
				き っ ぽ ま っ ぽ 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	4 級、5 級	
	大 学 卒	173	46.9	506,284	59,377	446,907			
	短 大 卒	113	44.8	528,447	72,253	456,194			
	高 校 卒	30	50.8	448,950	31,597	417,353			
	中 学 卒	30	51.8	475,964	35,621	440,343			
		0	-	-	-	-			
	技術課長代理	72	45.1	543,658	29,168	514,490	同 上	同 上	
	大 学 卒	48	42.8	576,250	30,129	546,121			
	短 大 卒	7	47.3	476,054	54,207	421,847			
	高 校 卒	17	50.1	487,785	14,935	472,850			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
	事 務 係 長	大 学 卒	535	44.5	482,736	54,144	428,592	係の長及び係長級専門職	同 上
		短 大 卒	370	42.9	489,585	55,819	433,766		
		高 校 卒	71	47.5	427,801	44,195	383,606		
		中 学 卒	93	48.3	503,108	56,322	446,786		
			*	*	*	*	*		
	技 術 係 長	大 学 卒	91	48.2	548,866	78,955	469,911	同 上	同 上
		短 大 卒	45	47.0	530,131	72,895	457,236		
		高 校 卒	17	49.0	548,300	62,705	485,595		
		中 学 卒	29	49.5	574,409	95,914	478,495		
		0	-	-	-	-			
事 務 主 任	大 学 卒	380	42.5	398,915	48,655	350,260	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	2 級、3 級	
	短 大 卒	221	39.7	407,655	52,459	355,196			
	高 校 卒	67	45.1	353,079	36,707	316,372			
	中 学 卒	89	47.0	411,246	49,558	361,688			
		3	40.9	493,159	23,011	470,148			
技 術 主 任	大 学 卒	127	42.5	454,466	67,676	386,790	同 上	同 上	
	短 大 卒	96	41.2	464,693	72,126	392,567			
	高 校 卒	11	48.0	393,776	39,485	354,291			
	中 学 卒	20	46.7	429,704	57,889	371,815			
		0	-	-	-	-			
事 務 係 員	大 学 卒	971	37.8	365,523	47,765	317,758	{ 32歳以上 2 級 31歳以下 1 級		
	短 大 卒	606	35.1	390,279	60,795	329,484			
	高 校 卒	209	41.1	317,907	25,708	292,199			
	中 学 卒	155	45.0	328,784	24,025	304,759			
		*	*	*	*	*			
技 術 係 員	大 学 卒	374	34.3	399,319	70,919	328,400	同 上	同 上	
	短 大 卒	245	32.0	403,391	76,628	326,763			
	高 校 卒	58	38.4	393,453	62,610	330,843			
	中 学 卒	69	38.2	392,778	60,299	332,479			
		2	51.2	332,441	25,831	306,610			

その3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級
				きまって 支給する 給与（A）	うち時間外 手当（B）	（A－B）		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	9 級
	大 学 卒	2	51.5	397,010	2,784	394,226		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	0	-	-	-	-		
	中 学 卒	*	*	*	*	*	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
	工 場 長	0	-	-	-	-		
	大 学 卒	0	-	-	-	-		
	短 大 卒	0	-	-	-	-		
	高 校 卒	0	-	-	-	-	{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	7 級、8 級
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
	事 務 部 長	66	52.4	593,419	408	593,011		
	大 学 卒	43	51.4	613,080	596	612,484		
	短 大 卒	7	55.0	599,955	110	599,845	同 上	同 上
	高 校 卒	14	53.7	558,741	0	558,741		
	中 学 卒	2	58.3	438,946	0	438,946		
	技 術 部 長	26	50.1	646,157	2,760	643,397	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	6 級
	大 学 卒	21	50.0	640,838	3,499	637,339		
	短 大 卒	4	50.6	691,410	0	691,410		
	高 校 卒	*	*	*	*	*	同 上	同 上
	中 学 卒	0	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	16	53.5	483,814	0	483,814	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級、5 級	
大 学 卒	7	54.9	489,776	0	489,776			
短 大 卒	4	48.4	485,477	0	485,477			
高 校 卒	5	56.2	471,876	0	471,876			
中 学 卒	0	-	-	-	-	同 上	同 上	
技 術 部 次 長	0	-	-	-	-			
大 学 卒	0	-	-	-	-			
短 大 卒	0	-	-	-	-	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級、5 級	
高 校 卒	0	-	-	-	-			
中 学 卒	0	-	-	-	-			
事 務 課 長	132	48.7	518,290	11,145	507,145			
大 学 卒	83	47.9	532,513	2,980	529,533	同 上	同 上	
短 大 卒	25	51.0	486,055	29,756	456,299			
高 校 卒	23	48.1	503,884	19,298	484,586			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技 術 課 長	84	49.1	533,517	45,850	487,667	{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級、5 級	
大 学 卒	56	47.2	561,976	57,883	504,093			
短 大 卒	12	53.7	471,648	24,182	447,466			
高 校 卒	16	50.3	506,830	30,316	476,514			
中 学 卒	0	-	-	-	-			

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級	
				き っ ぽ ま っ ぽ 支 給 する		(A－B)			
				給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)				
		人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	50	49.1	446,468	47,648	398,820	{前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)}	4級、5級	
	大 学 卒	28	48.2	462,237	59,122	403,115			
	短 大 卒	11	50.4	418,596	30,759	387,837			
	高 校 卒	10	51.0	440,268	35,971	404,297			
	中 学 卒	*	*	*	*	*			
	技術課長代理	54	45.6	446,140	73,502	372,638	同 上	同 上	
	大 学 卒	39	43.8	453,689	81,357	372,332			
	短 大 卒	11	48.3	423,604	53,722	369,882			
	高 校 卒	4	58.5	427,856	43,167	384,689			
	中 学 卒	0	-	-	-	-			
	事 務 係 長	大 学 卒	221	44.7	476,384	74,113	402,271	係の長及び係長級専門職	2級、3級
		短 大 卒	155	43.2	507,520	86,483	421,037		
		高 校 卒	40	47.6	404,528	52,693	351,835		
		中 学 卒	25	50.1	389,281	29,489	359,792		
			*	*	*	*	*		
	技 術 係 長	大 学 卒	81	46.0	434,899	63,043	371,856	同 上	同 上
		短 大 卒	47	44.2	435,710	68,353	367,357		
		高 校 卒	21	48.9	427,185	39,161	388,024		
		中 学 卒	13	49.4	442,580	75,236	367,344		
			0	-	-	-	-		
事 務 主 任	大 学 卒	216	39.6	384,076	46,626	337,450	{係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)}	1 級	
	短 大 卒	138	36.9	403,548	51,800	351,748			
	高 校 卒	44	43.4	342,141	33,475	308,666			
	中 学 卒	32	44.9	353,961	37,064	316,897			
		2	52.0	406,344	106,314	300,030			
技 術 主 任	大 学 卒	128	39.1	391,643	71,287	320,356	同 上	同 上	
	短 大 卒	99	36.7	395,286	75,052	320,234			
	高 校 卒	24	48.1	387,484	62,004	325,480			
	中 学 卒	5	45.5	322,011	29,730	292,281			
		0	-	-	-	-			
事 務 係 員	大 学 卒	649	35.7	316,907	28,690	288,217		同 上	
	短 大 卒	420	33.4	325,609	32,968	292,641			
	高 校 卒	126	37.5	297,321	21,757	275,564			
	中 学 卒	102	42.7	306,228	20,166	286,062			
		*	*	*	*	*			
技 術 係 員	大 学 卒	370	32.5	340,973	47,753	293,220		同 上	
	短 大 卒	263	31.1	334,872	46,778	288,094			
	高 校 卒	56	39.4	357,597	47,415	310,182			
	中 学 卒	50	32.7	357,418	53,702	303,716			
		*	*	*	*	*			

その4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級		
				きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A－B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	{ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	7 級、8 級		
	大 学 卒	0	-	-	-	-				
	短 大 卒	0	-	-	-	-				
	高 校 卒	0	-	-	-	-				
	中 学 卒	0	-	-	-	-				
	工 場 長	0	-	-	-	-	{ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上		
	大 学 卒	0	-	-	-	-				
	短 大 卒	0	-	-	-	-				
	高 校 卒	0	-	-	-	-				
	中 学 卒	0	-	-	-	-				
	事 務 部 長	11	49.9	522,021	20,909	501,112	{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる 部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	6 級		
	大 学 卒	7	48.9	535,851	17,143	518,708				
	短 大 卒	*	*	*	*	*				
	高 校 卒	3	51.0	478,586	36,667	441,919				
	中 学 卒	0	-	-	-	-				
	技 術 部 長	3	50.3	555,747	0	555,747	同 上	同 上		
		大 学 卒	*	*	*	*			*	
		短 大 卒	*	*	*	*			*	
		高 校 卒	*	*	*	*			*	
	中 学 卒	0	-	-	-	-	{ 上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	5 級		
		事 務 部 次 長	*	*	*	*			*	
		大 学 卒	*	*	*	*			*	
		短 大 卒	0	-	-	-			-	
	高 校 卒	0	-	-	-	-	同 上	同 上		
中 学 卒		0	-	-	-	-				
事 務 課 長		5	51.4	363,381	33,838	329,543			{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる 課の長及び課長級専門職	4 級
大 学 卒		3	48.3	368,323	30,000	338,323				
短 大 卒	*	*	*	*	*					
高 校 卒	*	*	*	*	*					
中 学 卒	0	-	-	-	-	同 上	同 上			
	技 術 課 長	16	47.7	537,171	30,010			507,161		
	大 学 卒	7	47.3	513,057	10,625			502,432		
	短 大 卒	3	48.7	579,040	52,642			526,398		
	高 校 卒	6	47.7	544,370	41,308			503,062		
	中 学 卒	0	-	-	-			-		

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和7年4月分平均支給額			職 種 の 資 格 要 件	対 応 級		
				き っ ぽ ま っ ぽ 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A - B)				
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	{ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者又は課長に直属し、部下に係長等の役職者を有する者若しくは部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	4	級	
	大 学 卒	0	-	-	-	-				
	短 大 卒	0	-	-	-	-				
	高 校 卒	0	-	-	-	-				
	中 学 卒	0	-	-	-	-				
	技術課長代理	6	40.3	386,350	0	386,350	同 上	同	上	
	大 学 卒	3	35.7	400,150	0	400,150				
	短 大 卒	2	47.5	377,695	0	377,695				
	高 校 卒	*	*	*	*	*				
	中 学 卒	0	-	-	-	-				
	事 務 係 長	18	46.6	337,661	36,281	301,380	係の長及び係長級専門職	2級、3級		
		大 学 卒	4	35.5	293,559	15,372			278,187	
		短 大 卒	5	48.2	333,103	33,839			299,264	
		高 校 卒	9	50.7	359,794	46,931			312,863	
		中 学 卒	0	-	-	-			-	
	技 術 係 長	13	45.7	451,078	74,644	376,434	同 上	同	上	
		大 学 卒	8	43.4	461,052	66,559				394,493
		短 大 卒	3	51.7	490,552	138,426				352,126
		高 校 卒	2	46.0	351,972	11,309				340,663
		中 学 卒	0	-	-	-				-
事 務 主 任	21	48.4	333,817	45,883	287,934	{ 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所において、課長代理以上に直属し、部下を有する主任 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	1	級		
	大 学 卒	9	47.2	349,358	54,640				294,718	
	短 大 卒	6	51.0	316,820	32,870				283,950	
	高 校 卒	6	47.7	327,502	45,759				281,743	
	中 学 卒	0	-	-	-				-	
技 術 主 任	20	40.4	396,887	37,239	359,648	同 上	同	上		
	大 学 卒	10	36.3	401,639	38,056				363,583	
	短 大 卒	7	42.3	391,980	51,081				340,899	
	高 校 卒	3	49.3	392,497	2,214				390,283	
	中 学 卒	0	-	-	-				-	
事 務 係 員	82	41.8	293,470	26,253	267,217	同 上	同	上		
	大 学 卒	36	39.1	307,186	27,830				279,356	
	短 大 卒	25	42.7	278,578	19,301				259,277	
	高 校 卒	21	45.1	287,685	31,826				255,859	
	中 学 卒	0	-	-	-				-	
技 術 係 員	140	34.5	342,179	38,694	303,485	同 上	同	上		
	大 学 卒	81	32.3	332,399	37,724				294,675	
	短 大 卒	27	37.8	356,313	28,770				327,543	
	高 校 卒	32	36.7	352,663	49,424				303,239	
	中 学 卒	0	-	-	-				-	

第13表 新規学卒者の採用の有無及び初任給の改定状況

学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据置き	減 額	
	%	%	%	%	%
大 学 卒	43.8	65.4	31.2	3.4	56.2
高 校 卒	9.2	70.5	29.5	0.0	90.8

(注) 1 初任給の改定状況の割合は、新規学卒者の採用がある事業所を100としたものである。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

(第14表から第16表において同じ。)

第14表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

役職段階	一定率(額)分	考課査定分
	%	%
係 員	69.9	30.1
課 長 級	66.0	34.0
部長級(非役員)	66.1	33.9

第15表 民間における住宅手当の支給状況

支 給 の 有 無	割 合
支 給 す る	68.0 %
支 給 し な い	32.0 %
借家・借間居住者に対する 住宅手当月額の最高支給額 の 中 位 階 層	25,000円以上 26,000円未満

第16表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	支給しない
%	%	%	%	%	%
95.2	[23.2]	[52.1]	[2.5]	[22.3]	4.8

(注) []内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100とならない。

その2 距離段階別定額制における支給額

	支 給 月 額					
距 離 (片 道)	5km	10km	20km	30km	40km	50km
支 給 月 額	4,745円	7,847円	14,397円	20,284円	26,721円	32,584円
距 離 (片 道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支 給 月 額	39,284円	47,184円	54,022円	60,523円	67,199円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	29.4 %
全 額 支 給 制	[0.0] %
制 限 支 給 制	[19.2] %
一 律 支 給 制	[55.5] %
そ の 他	[25.3] %
支 給 し な い	70.6 %
外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する 駐車場利用に係る通勤手当の支給月額の中位階層	5,000円以上 6,000円未満

(注) []内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

3 労働経済関係資料

第17表 労働経済指標

項 目 年 月	① き ま っ て 支 給 す る 給 与 (調査産業計)				② 所 定 内 給 与 (調査産業計)				③ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)	
	全 国		北 海 道		全 国		北 海 道		全 国	北海道
	(円)	前 年 同月比 (%)	(円)	前 年 同月比 (%)	(円)	前 年 同月比 (%)	(円)	前 年 同月比 (%)	(時 間)	(時 間)
令和6年4月	316,529	2.3	267,756	1.5	291,329	2.5	249,238	1.5	147.5	143.4
5月	315,038	2.8	264,597	0.4	290,826	2.9	247,048	0.9	143.6	139.9
6月	317,112	2.8	271,580	1.4	292,818	3.0	253,846	1.6	145.6	142.9
7月	317,490	2.8	271,512	3.6	292,893	3.0	253,079	3.8	148.0	145.0
8月	315,918	3.2	270,549	2.5	291,386	3.2	251,665	2.5	138.3	138.8
9月	316,549	2.8	272,625	2.9	292,542	3.1	253,414	3.0	139.5	139.6
10月	319,057	2.9	274,106	2.5	293,590	2.9	254,578	2.9	146.7	144.8
11月	319,881	3.1	277,721	4.0	293,859	3.1	257,624	4.1	146.4	144.6
12月	319,913	3.1	276,728	3.4	294,316	3.1	256,944	3.4	142.2	141.7
令和7年1月	314,095	2.6	269,753	3.5	289,935	2.6	251,183	4.1	135.0	132.5
2月	313,462	1.8	270,128	1.8	289,013	1.6	251,226	1.8	135.6	132.8
3月	316,657	1.4	268,235	0.5	291,902	1.6	249,095	0.6	138.1	135.9
4月	323,962	2.3	274,925	2.7	298,405	2.4	256,055	2.8	145.4	143.7
資 料 出 所	厚 生 労 働 省		北 海 道		厚 生 労 働 省		北 海 道		厚 生 労働省	北海道

(注) 1 ①、②、③、④については「毎月勤労統計調査」、⑤については「家計調査」による。

2 ①、②、⑥、⑦は令和2年基準である。

3 ①、②、③、④は事業所規模30人以上の数値である。

4 ⑤の令和7年4月における集計世帯数は、全国7,302世帯、札幌市91世帯である。

④ 所定外労働 時間数 (調査産業計)		⑤ 消費支出(名目) (2人以上の世帯)				⑥ 消費者物価指数 (総合)		⑦ 国内企業 物価指数	⑧ 有効求人 倍率 (全国・ 季節 調整値)	⑨ 完全 失業率 (全国・ 季節 調整値)
全 国	北海道	全 国		札幌市		全 国	札幌市			
(時間)	(時間)	(円)	前年 同月比 (%)	(円)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	前年 同月比 (%)	(倍)	(%)
12.2	9.5	313,300	3.4	313,787	△13.5	2.5	3.0	0.9	1.26	2.6
11.5	9.5	290,328	1.4	304,973	15.4	2.8	3.1	2.3	1.25	2.6
11.6	9.9	280,888	1.9	271,458	0.7	2.8	3.0	2.6	1.24	2.5
11.8	9.7	290,931	3.3	243,603	△10.1	2.8	2.9	3.1	1.25	2.6
10.8	9.8	297,487	1.5	262,589	△10.0	3.0	3.2	2.6	1.24	2.5
11.5	10.2	287,963	1.8	272,049	4.6	2.5	2.5	3.1	1.25	2.4
12.2	10.4	305,819	1.3	280,407	△12.3	2.3	2.3	3.7	1.25	2.5
12.1	10.2	295,518	3.0	270,127	△2.6	2.9	2.7	3.8	1.25	2.5
11.7	10.6	352,633	7.0	332,744	△2.1	3.6	3.4	4.0	1.25	2.5
11.1	10.0	305,521	5.5	299,992	4.8	4.0	3.8	4.2	1.26	2.5
11.4	10.2	290,511	3.8	300,758	9.1	3.7	3.4	4.3	1.24	2.4
11.8	10.2	339,232	6.4	306,555	△1.9	3.6	3.7	4.3	1.26	2.5
12.0	9.9	325,717	4.0	296,020	△5.7	3.6	3.8	4.1	1.26	2.5
厚生 労働省	北海道	総 務 省						日 本 銀 行	厚 生 労働省	総務省

職員の給与等に関する報告及び勧告（令和7年）

編集・発行 札幌市人事委員会
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
TEL (011) 211-3147
FAX (011) 211-3148

市政等資料番号	01-U02-25-1964
関係部局保存期間	1 年

